

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律 新旧対照条文目次

本則関係

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（第一条関係）…………… 1

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（第二条関係）…………… 9

附則関係

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（附則第四条関係）…………… 20

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 入出港及び停泊（第四条 第十一条）</p> <p>第三章 航路及び航法（第十二条 第二十条）</p> <p>第四章 危険物（第二十一条 第二十三条）</p> <p>第五章 水路の保全（第二十四条 第二十六条）</p> <p>第六章 灯火等（第二十七条 第三十条の二）</p> <p>第七章 雑則（第三十一条 第三十七条の六）</p> <p>第八章 罰則（第三十八条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（航路）</p> <p>第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、<u>国土交通省令で定める航路（次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。）</u>によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</p> <p>第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、<u>航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路</u>ことに<u>国土交通省令で定める場合</u>において、<u>航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要がある</u>と認めるときは、<u>当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところに</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（航路）</p> <p>第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、<u>国土交通省令の定める航路（以下第三十七条までにおいて単に「航路」という。）</u>によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p>

より、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十八条 (略)

2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの(以下「小型船」という。)は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条 (略)

2 第十四条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数又は長さ^一が国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 当該船舶の名称

第十八条 (略)

2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令の定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの(以下この条において「小型船」という。)は、国土交通省令の定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令の定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第十九条 (略)

2 前五条に定めるものの外、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 特定港内の国土交通省令の定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数が国土交通省令の定めるトン数以上である船舶は、前項の水路を航行しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に当該水路を航行する予定時刻を通報しなければならない。

<p>二 当該船舶の総トン数及び長さ 三 当該水路を航行する予定時刻 四 当該船舶との連絡手段</p>	<p>五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設</p>
<p>3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二條の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。</p>	
<p>4 (略)</p>	
<p>第三十七條 (略)</p>	
<p>2 (略)</p>	
<p>3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二條の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付</p>	

<p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第三十七條 (略)</p>	
<p>2 (略)</p>	
<p>3 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二條の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p>	
<p>(新設)</p>	

近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(港長が提供する情報の聴取)

第三十七条の三 港長は、特定船舶（小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第三十七条の四 港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土

(新設)

(新設)

交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(準用規定)

第三十七条の五 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の六 第十条(前条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項(第三十七条の五において準用する場合を含む。))におい

(準用規定)

第三十七条の三 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から前条までの規定は、特定港以外の港にこれを準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の四 第十条の規定により準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条の規定により準用する場合を含む。))の規定により準用する場合を含む。)、又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条の規定により準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 (略)

第三十八条 左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項(第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。))におい

て準用する第二十一条第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第三十七条の二第一項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二 第五条第二項の規定による指定を受けずに船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者

三 第八条第三項、第十条（第三十七条の五において準用する場合を含む。）、第十四条の二又は第三十七条第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四条第一項又は第三十一条第一項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者

六 第二十五条の規定に違反した者

（削除）

規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十七条の二第一項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反したとき。

第三十九条 左の場合にはその行為をした者は、これを三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反したとき。

二 第五条第二項の規定による指定を受けずに停泊したとき又は同条第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

三 第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

四 第八条第三項又は第十条若しくは第三十七条第一項若しくは第三項（第三十七条の三の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反したとき。

第四十条 第二十五条の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(削除)

第四十条 第三十六条の二第二項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削除)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第四条、第八条第二項、第二十一条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第三十七条の五において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 (略)

第四十二条 第十一条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処

第四十一条 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項(第三十七条の三の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)(第三十七条の三の規定により違反した者
- 二 第二十四条第一項又は第三十一条第一項(第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。)(第三十七条の三の規定により違反した者

第四十一条の二 第三十六条の二第二項(第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。)(第三十七条の三の規定による処分に違反した者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第四条、第八条第二項、第二十一条又は第三十五条の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

(新設)

- 一 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。)(第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 二 (略)

第四十四条 第十一条の規定による国土交通省令の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は拘留若しくは

する。

第四十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第三十九條第四号若しくは第五号又は第四十一條第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

科料にする。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第四十一條又は第四十三條の違反をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 航路における一般的航法（第三条 第十条の二）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 航路以外の海域における航法（第二十五条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第六節 灯火等（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十九条の二・第二十九条の三）</p> <p>第三章（第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（避航等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定の適用については、次に掲げる船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶でないものとみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十条第三項又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により、前号に規定する規定による交通方法と異なる交通方法が指示され、又は定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 航路における一般的航法（第三条 第十条）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第四節 狭い水道における航法（第二十五条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第六節 灯火等（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第三章（第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（避航等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶でないものとみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十六条第二項又は第三項の規定により前号に掲げる規定による交通方法と異なる交通方法が定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶</p>

(速力の制限)

第五条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間ごとに国土交通省令で定める速力(対水速力をいう。以下同じ。)を超える速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(追越しの禁止)

第六条の二 国土交通省令で定める航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、当該区間をこれに沿って航行している他の船舶(漁ろう船等その他著しく遅い速力で航行している船舶として国土交通省令で定める船舶を除く。)を追い越してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(進路を知らせるための措置)

第七条 船舶(汽笛を備えていない船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、進路を他の船舶に知らせるため、国土交通省令で定めるところにより、信号による表示その他国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

(航路外での待機の指示)

第十条の二 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において

(速力の制限)

第五条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間ごとに国土交通省令で定める速力をこえる速力で航行してはならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(新設)

(行先の表示)

第七条 船舶(汽笛を備えていない船舶その他国土交通省令で定める船舶を除く。)は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号により行先を表示しなければならない。

(新設)

て、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十四条 (略)

2 (略)

(削除)

(削除)

(来島海峡航路)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿つて航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。

三 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。

第十四条 (略)

2 (略)

3 海上保安庁長官は、伊良湖水道航路をこれに沿つて航行しようとする巨大船と巨大船以外の他の船舶（長さが国土交通省令で定める長さ以上のものに限る。）とが同航路内において行き会つことが予想される場合において、その行き会いが危険であると認めるときは、当該他の船舶に対し、信号その他の方法により、当該巨大船との航路内における行き会いを避けるため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

4 前項の規定による指示を信号によつて行なう場合の信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

(来島海峡航路)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿つて航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

一 (略)

二 中水道を経由して航行する場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。

三 西水道を経由して航行する場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。この場合において、西水道を航行して小島と波止浜

四 前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。

五 逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。

3 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

4 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第二十一条 汽笛を備えている船舶は、次に掲げる場合は、国土交通省

との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、その他の船舶の四国側を航行しなければならない。

（新設）

（新設）

2 前項第一号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。

（新設）

（新設）

第二十一条 汽笛を備えている船舶は、次の各号に掲げる場合は、国土

令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、前条第三項の規定により海上保安庁長官が指示した航法によつて航行している場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(巨大船等の航行に関する通報)

第二十二條 次に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 (略)

二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの

三 (略)

四 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶(当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

第二十四條 消防船その他の政令で定める緊急用務を行うための船舶は、当該緊急用務を行うためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第五条、第六条の二から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第

交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(巨大船等の航行に関する通報)

第二十二條 次の各号に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行なうべきときは、その者。以下同じ。)は、あらかじめ、航行予定時刻その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶(当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)

(緊急用務を行なう船舶等に関する航法の特例)

第二十四條 消防船その他の政令で定める緊急用務を行なうための船舶は、当該緊急用務を行なうためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第五条、第七条から第十一条まで、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条

二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

2 漁ろうに従事している船舶は、第四条、第六条から第九条まで、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條（第四項を除く。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第二十条第四項又は第二十二條の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一條第一項（同法第三十七條の五において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つてゐる船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二條第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條（第四項を除く。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第四節 航路以外の海域における航法

第二十五条 (略)

2 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域（航路を除く。）について、告

第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

2 漁ろうに従事している船舶は、第四条、第六条から第九条まで、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條（第四項を除く。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第二十二條の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一條第一項（同法第三十七條の三において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つてゐる船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二條第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第八条から第十一条まで、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條（第四項を除く。）、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第四節 狭い水道における航法

(狭い水道における航法)

第二十五条 (略) (新設)

示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

3 第一項の水道をこれに沿って航行する船舶又は前項に規定する海域を航行する船舶は、できる限り、それぞれ、第一項又は前項の経路によつて航行しなければならない。

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示（同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法）により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。

3 (略)

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

2 前項の水道をこれに沿って航行する船舶は、できる限り、同項の経路によつて航行しなければならない。

(危険防止のための交通管制等)

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。

2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。

3 (略)

(新設)

第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶（第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

（新設）

（新設）

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 (略)

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならぬ。

一 (略)

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれがあると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 7 (略)

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 (略)

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならぬ。

一 (略)

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行なわれることにより船舶交通の妨害となるおそれがあると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 7 (略)

8 港則法に基づく港の境界附近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の三)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第三十七条の三)において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(航路等の海図への記載)

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項の海域を記載するものとする。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十五条 海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十条の二又は第二十条第三項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の三において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(航路等の海図への記載)

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項の海域を記載するものとする。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十五条 海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、航路、第五条及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第二十五条第一項の規定により指定した経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

<p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十条の二又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者</p> <p>六・七 (略)</p> <p>第四十一条 第四条、第五条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十四条第三項(第十八条第四項において準用する場合を含む。)(又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が附し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは附した条件に違反した者</p> <p>六・七 (略)</p> <p>第四十一条 第四条、第五条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2（略） 一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十七条の二第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第三十七条の二第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合においては、必要があると認めるとき、又は前項の通知があつた場合においては、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の五の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする。</p>	<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2（略） 一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十七条の二第一項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第二項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項若しくは第二項の規定による届出があつた場合においては、必要があると認めるとき、又は前項の通知があつた場合においては、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の三の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする。</p>